

銘柄後決め現先取引等に係る銘柄割当ての取扱い

平成30年5月1日
令和4年1月11日改正
令和6年2月14日改正
令和6年4月1日改正
株式会社日本証券クリアリング機構

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第50条の4及び国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「業務方法書の取扱い」という。）第12条の2に規定する銘柄割当ては、第1項に規定する実施時刻において、同項に規定する対象ポジションについて、第2項に規定する渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せごとに、第3項に規定する割当対象銘柄及び割当可能数量の範囲内において、第4項に規定する方法により行う。この場合において、銘柄割当てにおける順位については、第5項の規定によるものとする。

1. 銘柄割当ての実施時刻及び対象ポジション

銘柄割当ては毎日（休業日を除く。）三回行うものとし、実施回ごとの実施時刻及びその対象となる債務（以下「対象ポジション」という。）は、以下のとおりとする。

実施回	実施時刻	対象ポジション
一回目	午前7時	<ul style="list-style-type: none">・ 左記の時刻に行われるバスケットネットティング後の以下のポジション<ul style="list-style-type: none">① バスケットネットティングが行われた日を決済日等とするスタート／Rewind国債引渡債務（バスケット）② 当該日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）を決済日等とするエンド／Unwind国債引渡債務（バスケット）
二回目	午前11時	<ul style="list-style-type: none">・ 同上*
三回目	午後2時	<ul style="list-style-type: none">・ 同上*

* 前回の銘柄割当ての結果、残余した対象ポジションを含む。

2. 渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せの設定

業務方法書の取扱い第12条の2第1項に規定する対象ポジションが同一金額となるような渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せの設定は、以下のとおりとする。

（1）一回目の銘柄割当ての場合

- a 銘柄割当てを行う日（以下「割当日」という。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に実施した銘柄割当てにおける渡方清算参加者及び受方清算参加者の組合せの相手方を割当日当日の一回目の銘柄割当てにおける相手方とする組合せ（以下「優先組合せ」という。）を優先的に設定する。
- b 前aにおける優先組合せの結果残余した対象ポジションについては、残余额の大きい対象ポジションを負担する渡方清算参加者から順に、残余した対象ポジションを保有する受

方清算参加者との組合せ（以下「ランダム組合せ」という。）を設定する。この場合において、当該渡方清算参加者と組み合わせる受方清算参加者の順位は当社が無作為に設定する。

c 前a及びbの場合において、渡方清算参加者の対象ポジションの金額と受方清算参加者の対象ポジションの金額が異なる場合には、いずれか小さい金額により、同一金額となるような組合せを設定する。

（2）二回目及び三回目の銘柄割当ての場合

ランダム組合せを設定する。この場合において、渡方清算参加者の対象ポジションの金額と受方清算参加者の対象ポジションの金額が異なる場合には、いずれか小さい金額により、同一金額となるような組合せを設定する。

3. 割当対象銘柄及び割当可能数量

業務方法書の取扱い第12条の2第1項に規定する渡方清算参加者及び受方清算参加者の組合せごとに割り当てる国債証券の銘柄及び数量は、次表に規定する銘柄（以下「割当対象銘柄」という。）及び数量（以下「割当対象数量」という。）の範囲内で決定する。

実施回	割当対象銘柄	割当可能数量
一回目	<ul style="list-style-type: none">割当日の前日の午後2時から午後9時までの間に渡方清算参加者により行われた業務方法書第50条の3に規定する通知（以下「割当可能残高通知」という。）のうち最後に行われたものに記載され、かつ、割当日に当該渡方清算参加者が銘柄後決め現先取引等に関して受領する予定の銘柄※1・※3	<ul style="list-style-type: none">各割当対象銘柄につき、次の①及び②に掲げる数量のうちいずれか少なもの<ul style="list-style-type: none">① 割当可能残高通知のうち最後に行われたものに記載された数量② 割当日に当該渡方清算参加者が銘柄後決め現先取引等に関して受領する予定の数量※2
二回目	<ul style="list-style-type: none">割当日の午前7時から午前11時までの間に渡方清算参加者により行われた割当可能残高通知のうち最後に行われたものに記載されている銘柄※3・※4	<ul style="list-style-type: none">各割当対象銘柄につき、割当可能残高通知のうち最後に行われたものに記載されている数量
三回目	<ul style="list-style-type: none">割当日の午前11時から午後2時までの間に渡方清算参加者により行われた割当可能残高通知のうち最後に行われたものに記載されている銘柄※3・※4	<ul style="list-style-type: none">各割当対象銘柄につき、割当可能残高通知のうち最後に行われたものに記載されている数量

※1 「割当日に当該渡方清算参加者が銘柄後決め現先取引等に関して受領する予定の銘柄」とは、割当日をエンド取引受渡日又はU n w i n d 決済日とする銘柄後決め現先取引等に関し、当該割当日の前日に実施された銘柄割当てにおいて、当該渡方清算参加者が当社に負担するスタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）に対して割り当てられた数量が、当社が当該渡方清算参加者に負担するスタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）に対して割り当てられた数量を超過する銘柄をいう。

※2 「割当日に当該渡方清算参加者が銘柄後決め現先取引等に関して受領する予定の数

量」とは、割当日をエンド取引受渡日又はU n w i n d 決済日とする銘柄後決め現先取引等に関し、当該割当日の前日に実施された銘柄割当てにおいて、当該渡方清算参加者が当社に負担するスタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）に対して割り当てられた当該銘柄の数量が、当社が当該渡方清算参加者に負担するスタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）に対して割り当てられた当該銘柄の数量を超過する場合の当該超過数量をいう。

※3 割当日の翌日を償還期日とする銘柄を除く。

※4 割当日の翌日を利払期日とする銘柄を除く。

4. 銘柄割当てに係る数量の決定方法

(1) スタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）に対する割当て

a 業務方法書の取扱い第12条の2に規定するスタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）に対する国債証券の銘柄及び数量の割当ては、割当対象銘柄の時価評価額※の合計額が、スタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）の時価評価額以上でかつ当該額に最も近くなるように行う。

※ 本号における時価評価額とは、割当日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る価格の平均値により評価した額（円位未満は切り捨てる。）に、割当日までの日数（休業日を含む。）に応じた経過利子（円位未満は切り捨てる。）を加算した額をいう（以下同じ。）。

b 前aに規定する場合において、割当対象銘柄の時価評価額の合計額がスタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）の額に不足するときの取扱いは、以下のとおりとする。

(a) 一回目及び二回目の銘柄割当ての場合

当該スタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）の額から当該不足額を1,000万円単位で切り上げた額を控除した後の残額（以下「一回目・二回目割当対象額」という。）につき、銘柄割当てを行う。この場合において、当該控除額は、次回のバスケットネットティングの対象となる国債引渡債務（バスケット）の額に加算されるものとする。

(b) 三回目の銘柄割当ての場合（業務方法書の取扱い第12条の2第2項関係）

イ 割当日の午前11時から午後2時までの間に渡方清算参加者により行われた割当可能残高通知のうち最後に行われたものに含まれる銘柄の中で最も数量が多い銘柄により、銘柄割当てを行う。

ロ 割当日の午前11時から午後2時までの間に渡方清算参加者が割当可能残高通知を行っていないときは、当該スタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）に係るバスケットを構成する銘柄（割当日の翌日を償還期日又は利払期日とする銘柄を除く。）のうち、利付国庫債券（10年）においてISIN銘柄コードが5番目に大きい銘柄により、銘柄割当てを行う※。

※ バスケットを構成する銘柄に利付国庫債券（10年）が含まれない場合は、当該スタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）に係るバスケットを構成する銘柄（割当日の翌日を償還期日又は利払期日とする銘柄を除く。）のうち、ISIN銘柄コードが5番目に大きい銘柄により、銘柄割当てを行う。

(2) エンド／U n w i n d 国債引渡債務（バスケット）に対する割当て

a 業務方法書の取扱い第12条の2第3項に規定するエンド／U n w i n d 国債引渡債務

(バスケット)に対する国債証券の銘柄及び数量の割当では、前号の規定により当該債務に対応するスタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）に対し割り当てた銘柄及び数量をもって行う。

- b 前 a に規定する場合において、割当対象銘柄の時価評価額の合計額がスタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）の額に不足する場合において、前号 b (a) の規定によりスタート／R e w i n d 国債引渡債務（バスケット）について銘柄割当てを行ったときのエンド／U n w i n d 国債引渡債務（バスケット）の額から一回目・二回目割当対象額を控除した後の残額については、次回のバスケットネットティングの対象となる国債引渡債務（バスケット）の額に加算されるものとする。

5. 銘柄割当てにおける順位

(1) バスケット間の順位

対象ポジションに係る複数のバスケットが共通の割当対象銘柄を含む場合は、銘柄後決め現先取引に係るバスケットに規定する銘柄のうち次の各号の順に銘柄割当てを行う。

- a 国債バスケット(国庫短期証券)
- b 国債バスケット(利付残存 10 年以下・国庫短期証券)
- c 国債バスケット(利付・国庫短期証券)
- d 国債バスケット(変動利付・利付・国庫短期証券)
- e 国債バスケット(変動利付・利付・利付 GX・国庫短期証券)
- f 国債バスケット(物価連動・変動利付・利付・国庫短期証券)
- g 国債バスケット(物価連動・変動利付・利付・利付 GX・国庫短期証券)

(2) 対象ポジションに係る受方清算参加者間の順位

ランダム組合せに係る渡方清算参加者及び受方清算参加者間の対象ポジションに対する銘柄割当てにおいて、複数の受方清算参加者の対象ポジションが同一バスケットに係るものである場合には、対象ポジション（第2項第1号 b に規定する残余した対象ポジションを含む。）の額が大きい受方清算参加者から順に銘柄割当てを行う。

(3) 銘柄間の順位

- a 優先組合せに係る渡方清算参加者及び受方清算参加者間の対象ポジションに対する銘柄割当て

優先組合せに係る渡方清算参加者及び受方清算参加者間の対象ポジションに対する銘柄割当ては、割当可能残高通知に記載された数量の多い銘柄から※順に、前項に規定する割当対象銘柄及び割当可能数量の範囲内で割り当てる。

※ 同数量の銘柄が複数ある場合は、ISIN 銘柄コードの若いものからとする（以下同じ。）。

- b ランダム組合せに係る渡方清算参加者及び受方清算参加者間の対象ポジションに対する銘柄割当て

(a) 対象ポジションのうち割り当てられるべき額が額面 50 億円の整数倍の額に相当する部分に対しては、割当可能残高通知に記載された数量※の多い銘柄から順に、額面 50 億円ずつを割り当てる。なお、割当可能残高通知に記載された銘柄すべてについて、その残数量が額面 50 億円未満である場合は、割当可能残高通知に記載された数量※の多い銘柄から順に、各銘柄の残数量を割り当てる。

(b) 対象ポジションのうち割り当てられるべき額が額面 50 億円未満の額に相当する部分に対しては、割当可能残高通知に記載された数量※の多い銘柄から順に、各銘柄の額

面50億円未満の部分を割り当てる。なお、割当可能残高通知に記載された銘柄すべてについて、その残数量が額面50億円の整数倍の額に相当する場合は、割当可能残高通知に記載された数量※の多い銘柄から順に、額面50億円の整数倍の額に相当する部分を利用して割り当てる。

※ 渡方清算参加者の割当対象ポジションに複数のバスケットが含まれる場合は、既に銘柄割当てが行われたバスケットに対する銘柄割当てで使用された数量を控除する。

6. 複数のネットティング口座を有する清算参加者及び信託口を有する清算参加者の取扱い

清算参加者が複数のネットティング口座を開設している場合における第2項から前項までの規定の適用は、ネットティング口座ごと（当該ネットティング口座が信託口である場合にはネットティング単位（ネットティング口座及び業務方法書第40条第2項第4号bに規定するネットティングの単位を区分する事項により特定される単位をいう。）ごと）に行う。

以上